



沖社協第 543号
令和 7 年 5 月 1 日

各市町村長、各市町村社協会長
各関係機関・団体長 殿

社会福祉法人
沖縄県社会福祉協議会
事務局長 高 良 正 樹
< 公 印 省 略 >

令和 7 年度（第 28 回）沖縄県介護支援専門員実務研修受講試験申込に
ついて（御案内）

平素より本会の事業推進につきましては、格別の御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、本会では平成 10 年度から沖縄県の指定機関として、介護支援専門員実務研修受講試験を実施し、介護支援専門員を養成しております。

つきましては、本年度は別紙 1 のとおり「令和 7 年度（第 28 回）沖縄県介護支援専門員実務研修受講試験（全国一斉）」を実施することになりましたので、受験資格を有する多数の皆様方に周知いただき、受験を奨励くださいますよう御案内申し上げます。

また、受験の申し込みに必要な『受験の手引き』の販売につきましては、窓口販売は行わず、取り寄せによる郵送販売のみの取り扱いといたします。詳しいお取り寄せ方法につきましては、別添「『受験の手引き』の取り寄せ方法について」をご確認ください。

記

- 別紙 1 令和 7 年度 沖縄県介護支援専門員実務研修受講試験のお知らせ
- 別紙 2 『受験の手引き』の取り寄せ方法について
- 別紙 3 介護支援専門員実務研修受講試験 受験資格一覧表

以上

〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1 試験案内専用ページ
沖縄県総合福祉センター西棟 3 階
沖縄県社会福祉協議会
福祉人材研修センター
(担当：沢紙・新城)
TEL:098-882-5703



令和 7 年度 沖縄県介護支援専門員実務研修受講試験のお知らせ

1【試験日時】

令和 7 年 10 月 12 日(日) 10:00～(全国一斉)

2【試験会場】

那覇市・宮古島市・石垣市

※試験会場は、各受験者に対して受験票(A4 サイズ)にて通知します。

3【受験申込期間】

令和 7 年 5 月 26 日(月)～6 月 30 日(月) ※当日消印有効

※お申込みの際は「受験の手引き」の購入が必要です。別紙「『受験の手引き』取り寄せ方法」をご確認ください。

4【受験に関する費用】

受験料:9,600 円(消費税込み)

(内訳) 試験手数料 8,200 円、試験問題作成手数料 1,400 円、

※令和5年度より試験問題作成手数料が 1,800 円から 1,400 円に見直されました(公益財団法人社会福祉振興・試験センター 令和4年 10 月 11 日通知)

※手数料は、沖縄県介護保険法関係手数料条例で定められております。

5【合否発表日】

令和7年 11 月 25 日(火)

※本会ホームページにおいて合格者の受験番号を掲示、同日には受験者全員に通知を発送します。

6【受験対象者】

下記【1】、【2】の要件両方を満たす方

【1】受験地が沖縄県であること ※(ア)または(イ)を満たすこと

(ア)申し込み時点で沖縄県内において受験資格該当業務に従事していること

(イ)申し込み時点で受験資格に該当しない業務に従事している、または就業していない場合、住所地(住民票登録)が沖縄県であること ※この場合、住民票抄本の提出が必要です

【2】対象となる資格および業務内容で通算 5 年以上の実務経験期間かつ 900 日以上に従事日数があること ※別紙「受験資格一覧」を参照

7【お問合せ先】

〒903-8603 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1 西棟 3 階

沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター

介護支援専門員実務研修受講試験係(ケアマネ試験係)

TEL:098-882-5703(直通) / MAIL:care@okishakyo.or.jp

「受験の手引き」取り寄せ方法について

«受験の手引きについて»

「受験の手引き」とは受験要項や申込様式等が入っている冊子をいいます。申込にあたり、手引きの購入が必要となります。

« 販売期間 »

令和 7 年 5 月 26 日(月)～6 月 20 日(金)

« 販売価格 »

750 円／1 冊

※販売額は 1 冊あたり 750 円です。令和 2 年度より改定されております。落丁等の対応は可能ですが、購入後の返金は承っておりませんので、ご注意ください。

« 購入方法 »

【Step1】「お取り寄せフォーム」からお届け先等の必要事項を入力
※入力後に「受付内容の確認」と「振込先情報」が記載されたメールが届きます。

お取り寄せフォーム
QR コード



【Step2】受験の手引き代金のお支払い

※メールに記載されている指定口座へお振込みください。5 月 26 日(月)以降、入金の確認が取れ次第、本会から「受験の手引き」を発送いたします。

※「受験の手引き」の発送は、ご自宅に到着するまで 3～5 日 程度期間を要します。

受験申込締切日(6 月 30 日(月))をご確認のうえ、お買い求めください。

※21 日以降に入金した方は、申込をしてもお受けいたしかねますのでご注意ください。

« お問合せ先 »

〒903-8603 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1 西棟 3 階

沖縄県社会福祉協議会 福祉人材研修センター

介護支援専門員実務研修受講試験係(ケアマネ試験係)

TEL:098-882-5703(直通) / MAIL:care@okishakyo.or.jp

(ホームページ) <https://www.okishakyo.or.jp/jinzai/>

Ⅲ 参考資料

1 受験資格一覧

受験資格 コード	職 種 名	受験資格 コード	職 種 名
1 0 0 1	医 師	1 0 1 2	視 能 訓 練 士
1 0 0 2	歯 科 医 師	1 0 1 3	義 肢 装 具 士
1 0 0 3	薬 剤 師	1 0 1 4	歯 科 衛 生 士
1 0 0 4	保 健 師	1 0 1 5	言 語 聴 覚 士
1 0 0 5	助 産 師	1 0 1 6	あん摩マッサージ指圧師
1 0 0 6	看 護 師	1 0 1 7	は り 師
1 0 0 7	准 看 護 師	1 0 1 8	き ゅ う 師
1 0 0 8	理 学 療 法 士	1 0 1 9	柔 道 整 復 師
1 0 0 9	作 業 療 法 士	1 0 2 0	栄 養 士 (管 理 栄 養 士 を 含 む)
1 0 1 0	社 会 福 祉 士		
1 0 1 1	介 護 福 祉 士	1 0 2 1	精 神 保 健 福 祉 士

＜受験資格①＞下記の法定資格に基づき要援護者に対する直接援助業務を行う者
 ※試験前日までに、通算 5 年以上の従事期間かつ 900 日以上に従事日数を満たす者

※1 上記受験資格の実務経験として算定できるのは、資格取得(登録)後の期間のみとなります。上記資格の一部(介護福祉士や社会福祉士等)には、資格取得に係る国家試験の合格証書が発行されることもあります。試験に合格した日付(合格証書に記載された日付)ではなく、当該資格の登録日が実務経験期間算定の起点となります。資格取得日の確認は必ず資格登録証(免許証)等を参照してください。

※2 上記資格に係る業務のうち、要援護者等への直接的な援助業務が受験資格の対象となります。研究業務等の要援護者に対する直接的な援助業務を行っていない期間は実務経験期間に含まれませんのでご注意ください。

<受験資格②> 以下に掲げる施設等において、必置とされる相談援助業務に従事する者
 ※試験前日までに、通算 5 年以上の従事期間かつ 900 日以上に従事日数を満たす者

受験資格 コード	職員・職種	施設・事業	規程する法令・通知等
2001	生活相談員	特定施設入居者生活 介護	・介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 11 項 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運 営に関する基準第 175 条第 1 項第 1 号
2002	生活相談員	地域密着型特定施設 入居者生活介護	・介護保険法第 8 条第 21 項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準第 110 条第 1 項第 1 号
2003	生活相談員	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	・介護保険法第 8 条第 22 項 ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準第 131 条第 1 項第 2 号
2004	生活相談員	介護老人福祉施設	・介護保険法第 8 条第 27 項 ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に 関する基準第 2 条第 1 項第 2 号
2005	支援相談員	介護老人保健施設	・介護保険法第 8 条第 28 項 ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに 運営に関する基準第 2 条第 1 項第 4 号
2006	生活相談員	介護予防特定施設入 居者生活介護	・介護保険法第 8 条の 2 第 9 項 ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及 び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介 護予防のための効果的な支援の方法に関する基 準第 231 条第 1 項第 1 号
2007	相談支援専門員	指定特定相談支援事 業	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律第 5 条第 18 項 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律に基づく指定計画相談支援の 事業の人員及び運営に関する基準第 3 条
2008	相談支援専門員	障害児相談支援	・児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項 ・児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業 の人員及び運営に関する基準第 3 条
2009	主任相談支援員	生活困窮者自立相談 支援事業	・生活困窮者自立支援法第 2 条第 2 項 ・生活困窮者自立支援事業等の実施についての 別紙(別添 1)自立相談支援事業実施要領 3(2)ア

※介護保険法に基づく生活相談員には資格要件があります。沖縄県では、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格に加え、介護福祉士及び介護支援専門員を要件資格としています(平成 25 年 6 月 3 日付沖縄県福祉保健部高齢者福祉介護課第 398 号通知)